

文部科学省令和 3 年度先導的大学改革推進委託事業

## 法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究 成果報告書の概要

一般社団法人法曹養成ネットワーク  
理事・事務局長 弁護士 青野博晃

### ○ 事業の概要

本委託事業は、第 10 期中教審における議論の取りまとめにおける課題を踏まえた 5 つの対応策である、

1. 学修者本位の教育の実現
2. 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働

に対応して、

- ① 法律基本科目の教育ガイドライン(憲法・民法・刑法の未修1年次のカリキュラム)及び法科大学院における反転授業等の ICT を活用した教育の在り方に関する調査研究
- ② 法科大学院入学前の導入的教育手法の在り方に関する調査研究
- ③ 補助教員の組織的・機能的な活用に関する調査研究

の 3 つのテーマについて委託された。

本調査研究にあたっては、法科大学院協会との全面的な協働体制の下で以下のとおり事業実施がなされ、2022 年 3 月 24 日に事業を終え、成果報告書を提出した。

### ○ 第一事業

法律基本科目の教育ガイドライン反転授業等の ICT を活用した教育の在り方

#### ➤ 調査研究の概要

##### ・ FD セミナーの実施

憲法・民法・刑法について、優れた取組を行っている法科大学院教員を講師に迎え、多数の法科大学院教員及びオブザーバーとしての法科大学院修了生弁護士を参加者とした、授業報告及びこれに関する意見交換を行う FD セミナーを実施した（各科目 1 回）。

また、反転授業に関する踏み込んだ検討のため、アクティブラーニングに造詣の深い法学研究者及び現に授業に採り入れている法科大学院実務家教員を講師とした FD セミナーも開催した。

- ・ **研究会の実施**

FD セミナーでは、所属する法科大学院を超えて、また研究者教員や実務家教員、修了生などの多様な立場から、広い議論を得られた。これに基づいて、憲法、刑法、民法の基本 3 科目の教育に関するガイドラインの共有をめざした検討を行った。

- **提言**

上記の研究会を重ね、基本 3 科目の教育の在り方について、以下のとおりの提言に達した。

- ① **予復習全体のコーディネート**

法科大学院未修者コース 1 年次の学修では、2 年次以降に既修者コースと同程度の知識・理解およびその運用能力を身につけなければならない。特に純粋未修者を想定するならば授業時間が不足する。そのため、教員は、予習→(当日の) 授業→復習という学修プロセス全体を、責任を持ってコーディネートする意識で、授業を設計する必要がある。

- ② **アクティブラーニングの考え方**

上記のコーディネートにあたっては、学生を学びの主体とみた上で、教員がその有能な導き手として学生本位の学修を促すべく、アクティブラーニングの考え方を積極的に採り入れることが有用である。

- ③ **ICT を活用した反転授業等の有用性**

オンデマンドによる予習復習動画などの ICT の活用は、前提知識・理解のレベルが様々である未修学生に対し、導入的な知識・理解の伝達を効率的に行うとともに、リアルタイム授業をより主体的・能動的な学びの時間として有意義に活用できることから、アクティブラーニングの実現の一手段として有用である。

- ④ **予復習の具体的な所要時間の想定**

上記①～③の実践にあたっては、大学設置基準を参考にしつつ、授業及其予復習に必要な学習時間について、当該科目にかかる学識の獲得に必要な学修量を要求するべきである（2 単位授業の授業外学修時間を週あたり 4 時間程度）と同時に、想定を大きく上回る予復習を求めることは他の科目のバランス及び学生の能動的な学びを得るという観点からも望ましくないことを意識する必要がある。

- ⑤ **スモールステップ**

学生において有限な時間を最大限学修に振り向けるためには、教員においても成果に結びつく効率的な授業設計を行うことが要求され、そのためには情報の絞り込みや伝え方（どの段階で何をどの程度に深く教えるか）に配慮したスモールステップの視点から、授業設計を吟

味する必要がある。

## ○ 第二事業 法科大学院入学前の導入的教育手法の在り方に関する調査研究

### ➤ 調査研究の概要

#### ・ アンケートの実施と分析

法科大学院協会会員校にアンケートに対する協力を依頼し、各校で実施されている未修入学予定者向け導入教育の実態を調査するとともに、効果的な未修者向け導入教材の在り方に関する意見を求め、計 32 校からの回答が得られた。

各校における導入教育の実態調査としては、科目横断的な導入講義及び各科目の解説講義を実施しているケースが最も高い割合を占めつつも、教材の紹介・配付にとどまるケースも相当数見られた。科目横断的な導入講義の内容としては法律文書作成や法的思考の基礎、法律の学修方法、判例の読み方、条文の読み方などが挙げられた。また、コロナ禍の影響もあって、解説講義を動画配信しているとの回答も一定割合寄せられた。

#### ・ 導入教材の作成

上記の実態調査及び各校から寄せられた意見の分析を踏まえて、効果的な未修者向け導入教材の在り方に関する検討の資料として、サンプル動画を作成した。作成におけるテーマとしては、法学初学者を対象として各科目共通となるテーマを扱うこととし、民事法と刑事法それぞれについて、実体法と手続の全体像を概観するための動画教材及び同一の事実関係の中で民事法と刑事法がどのように作用するのかを解説する動画教材の計 3 点を取り扱うこととした。

また、作成された動画教材について、未修コース入学予定者及び未修コース在籍者を中心としたモニター視聴及びアンケートを実施した。

### ➤ 提言

上記の調査研究を踏まえて、導入教育教材の在り方について、以下のとおりの提言に達した。

#### ① 多様な視聴者層をカバーする教材の展開

法学未修者のレベルが様々であることから視聴対象に合わせたテーマや難易度の設定が必要であるところ、より分かりやすい動画を作る場合には講義が長時間化してしまうという課題がある。調査研究では、これに対する試案として短編アニメーション形式などの講義形式以外の教材形式を選定することで克服を試みた。

そのような試行を踏まえ、講義形式による中長編動画教材のみなら

ず、アニメーションその他の形式による短編動画教材を併用することにより、視聴者の属性・学修レベルに合わせた難易度・テーマを意識したコンテンツを複数作成することも有用であるものと考えられた。

## ② 動画教材の使用方法

導入教育教材としての動画教材は、自学自習や予復習の際のサブ教材など、様々な使用場面が想定される。

そのため、使用場面に合わせた配信方法を検討することが重要であり、本調査研究では Google プラットフォームの利用を一事例として試みた。

## ③ 動画教材プラットフォームの構築

難易度やコンテンツの異なる複数の導入教育教材を学修に活用するためには、視聴者である学生や教員が自由にアクセスできる体制を構築することが肝要であり、コンテンツのアップデートも重要である。

そのため、制作主体や予算、権利関係などの課題はあるものの、インターネット上に動画教材のプラットフォームを構築し、一定の要件を満たす利用者はこれに自由にアクセスできる体制を実現することが望ましい。

# ○ 第三事業 補助教員の組織的・機能的な活用に関する調査研究

## ➤ 調査研究の概要

### ・ アンケートの実施と分析

平成 30 年度委託事業における補助教員の活用に関する言及や文科省令和 3 年度法科大学院関係状況調査における言及なども踏まえ、補助教員による学修支援の組織的・機能的な活用に関する好事例等について法科大学院協会会員校に対する調査を行い、計 32 校からの回答を得た。

補助教員の学内での立場については、過半数が他の教員とは異なる独自の身分で雇用している一方で、非常勤講師として雇用している大学も見られた。また、指導内容は多岐にわたっており、授業の補講的講義や答案添削など具体的な指導にかかわるケースが多い傾向にあった。その他、大学と補助教員との連携や大学間の連携について、さらに補助教員の負担への配慮について、現状と課題を整理することができた。

### ・ 活用事例についてのヒアリング

各法科大学院への調査を踏まえ、内 8 校を抽出し、個別にヒアリングを行った。なお、ヒアリングは、法科大学院を対象にするのみなら

ず、現に補助教員を務める法科大学院出身の弁護士からも意見を聴取した。

ヒアリングでは、補助教員の待遇と財源、法科大学院の規模による特徴、国私立の別による差異、学生の参加率に関する課題などについて、各校における実態を踏まえた意見が得られた。

#### ・ 補助教員の活用による教育効果

アンケート及びヒアリングを踏まえ、補助教員の活用による教育効果として、正課の授業を補うことによる成績向上等の効果が得られ、特に未修者教育における活用が重要であるとの意見が多く寄せられた。また、学生における学修モチベーションの向上に関する指摘も多く見られた。

特に学修効果が高いと考えられる活用事例としては、入学前及び入学直後の学修支援、入学後の継続的な支援などが挙げられた。また、補助教員と学生との距離感の近さによる利点を活かした事例や未修者出身で合格した経験を有する補助教員を未修者の学修支援に充てる事例なども見られた。

#### ➤ 提言

上記の調査研究を踏まえて、法科大学院における補助教員の活用について、以下のとおりの提言に達した。

##### ① 安定的・継続的・発展的活用の必要性

補助教員の安定的・継続的な活用のためには、補助教員の負担や予算的な制約、特に地方における人材供給などに課題がある。

そのため、費用面への対応も含め、補助教員が継続的に法科大学院教育へ関与できる仕組みを確立することが必要である。また補助教員から法科大学院教員へのキャリアパスを示すなどにより、継続的な法科大学院教育・法曹養成の担い手を確保することも重要である。

##### ② 情報共有とネットワーク構築の必要性

法科大学院毎の創意工夫や独自の制度の実施により、各校の事情に応じた活用事例が多く見られた。一方で、一部の大学間を除いては、各大学の取組が共有されておらず、法科大学院を超えた意見交換や情報共有は十分でない。特に、補助教員に対するヒアリングでは、他大学の補助教員との交流・意見交換を行いたいとの意見が見られた。

そのため、補助教員活用に関する各大学の取組内容の共有・議論の場や、所属する法科大学院を超えた補助教員間における教育手法や教材等に関する質疑・意見交換の場など、ネットワーク構築の重要性が指摘されよう。

以上